

## 基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン スカガクエン 学校法人 須賀学園								
フリガナ大学の名称	ウツノミヤキョウワダイガク 宇都宮共和国大学 (Utsunomiya Kyowa University)								
大学の位置	栃木県宇都宮市大通り1丁目3番18号								
大学の目的	本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である「人間形成の教育」に基づき、時代の潮流と社会の要請を見極め、常に知識と能力を向上させるとともに大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	本収容定員減の届出は、本法人が運営する宇都宮共和国大学の定員管理を適正に行い、教育面における質の向上と経営面における安定的な運営をもって、法人及び大学としての社会的責務を持続的に果たすために行うものである。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	子ども生活学部 子ども生活学科 計	4	60 (70)	-	240	学士 (子ども生活学) (Bachelor of Arts in Child Studies)	教育学・保育学 関係	令和9年4月 第1年次	栃木県宇都宮市 下荒針町長坂 3829
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計	科目	科目	科目	科目
学部等の名称	基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)		
	教授	准教授	講師	助教	計				
新設	子ども生活学部子ども生活学科	8人 (8)	4人 (4)	3人 (3)	1人 (1)	15人 (15)	1人 (1)	23人 (23)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)			
	小計（a～b）	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)			
計（a～d）	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)				

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人

既 設 分	シティライフ学部シティライフ学科		8	4	4	一人	16	一人	29人	大学設置基準別 表第一イに定める 基幹教員数の 四分の三の数 11人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの		一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）		一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)		
	小計（a～b）		一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）		一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)		
	計（a～d）		一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)		
計		一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)	一人 (一)		
合 計		16 (16)	8 (8)	7 (7)	一人 (一)	31 (31)	一人 (一)	52人 (52)			
職 種		専 属			そ の 他			計			
事 務 職 員		10人 (10)			4人 (4)			14人 (14)			
技 術 職 員		0 (0)			0 (0)			0 (0)			
図 書 館 職 員		1人 (0)			0人 (0)			1人 (0)			
そ の 他 の 職 員		0 (0)			0 (0)			0 (0)			
指 導 補 助 者		0 (0)			0 (0)			0 (0)			
計		10人 (10)			5人 (5)			15人 (15)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用			計			
	校 舎 敷 地	161,824㎡	37,102㎡		—㎡			198,926㎡			
	そ の 他	29,941㎡	31,968㎡		—㎡			61,909㎡			
	合 計	191,765㎡	69,070㎡		—㎡			260,835㎡			
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計						
		15,299㎡ (15,299㎡)	13,654㎡ (13,654㎡)		—㎡ (—㎡)			28,953㎡ (28,953㎡)			
教室・教員研究室		教室	室		教員研究室			室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕		電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具	標本
		冊	冊	種	種	点	点				
		〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
		〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
計		〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	
スポーツ施設等		スポーツ施設		講堂			厚生補導施設				
		㎡		㎡			㎡				
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		教員1人当り研究費等		500千円	500千円	500千円	500千円	—千円	—千円		
		共同研究費等		1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	—千円	—千円		
		図書購入費	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	—千円	—千円		
	設備購入費	4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円	—千円	—千円			
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		1,320千円	1,120千円	1,120千円	1,120千円	—千円	—千円				
学生納付金以外の維持方法の概要		学校法人全体予算充当及び補助金により運営									

	大 学 等 の 名 称										
	学 部 等 の 名 称	修 業 年 限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	学 位 又 は 称 号	収 容 定 員 充 足 率	開 設 年 度	所 在 地		
既 設 大 学 等 の 状 況	宇都宮共和大学	年	人	年次 人	人						
	シティライフ学部	4	60	-	240	学士（経済学）	0.76	平成11年度	栃木県宇都宮市大通り1丁目3番18号		
	シティライフ学科										
	子ども生活学部	4	70	-	280	学士（子ども生活学）	0.57	平成23年度	栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829		
	子ども生活学科										
	宇都宮短期大学										
	音楽科	2	30	-	60	短期大学士（音楽）	0.71	昭和42年度	栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829		
人間福祉学科社会福祉専攻	2	25	-	50	短期大学士（人間福祉）	0.64	平成13年度	同上		※令和9年度より学生募集停止（人間福祉学科介護福祉専攻）	
人間福祉学科介護福祉専攻	2	15	-	30	短期大学士（人間福祉）	0.4	平成13年度	同上			
食物栄養学科	2	30	-	60	短期大学士（食物栄養学）	1.13	平成31年度	同上			
附属施設の概要	該当なし										

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

## 学校法人 須賀学園 設置認可等に関する組織の移行表

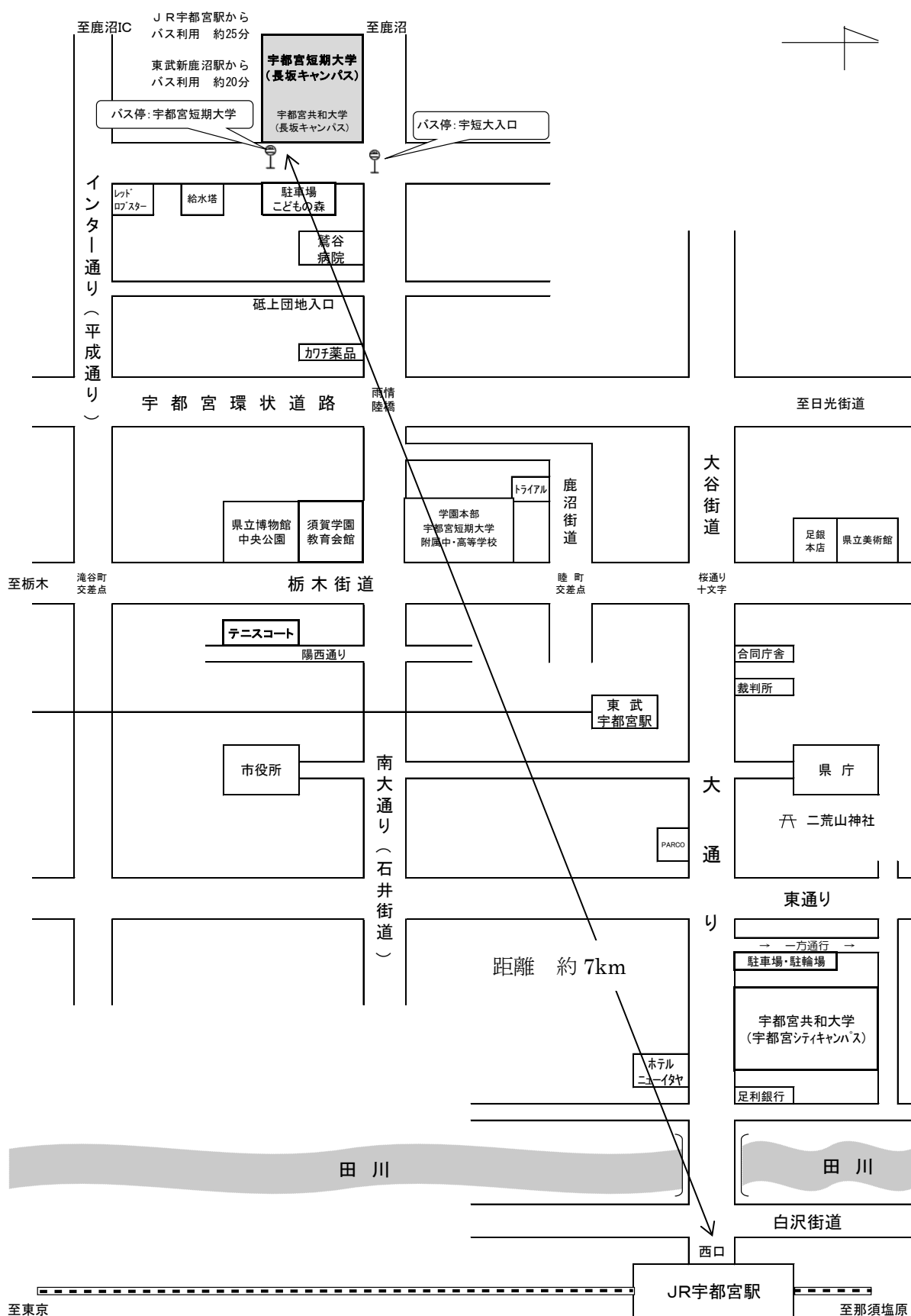
令和8年度	入学 定員	収容 定員	令和9年度	入学 定員	収容 定員	変更の事由
宇都宮共和大学			宇都宮共和大学			
シティライフ学部 シティライフ学科	60	240	シティライフ学部 シティライフ学科	60	240	
子ども生活学部 子ども生活学科	70	280	子ども生活学部 子ども生活学科	<u>60</u>	<u>240</u>	定員変更 (△10)
計	130	520	計	<u>120</u>	<u>480</u>	
宇都宮短期大学			宇都宮短期大学			
音楽科	30	60	音楽科	30	60	
人間福祉学科			人間福祉学科			
社会福祉専攻	25	50	→ 社会福祉専攻	25	50	
介護福祉専攻	15	30	→ 介護福祉専攻	<u>0</u>	<u>0</u>	募集停止 (△15)
食物栄養学科	30	60	→ 食物栄養学科	30	60	
計	100	200	計	<u>85</u>	<u>170</u>	

## 栃木県内における須賀学園の校地位置図

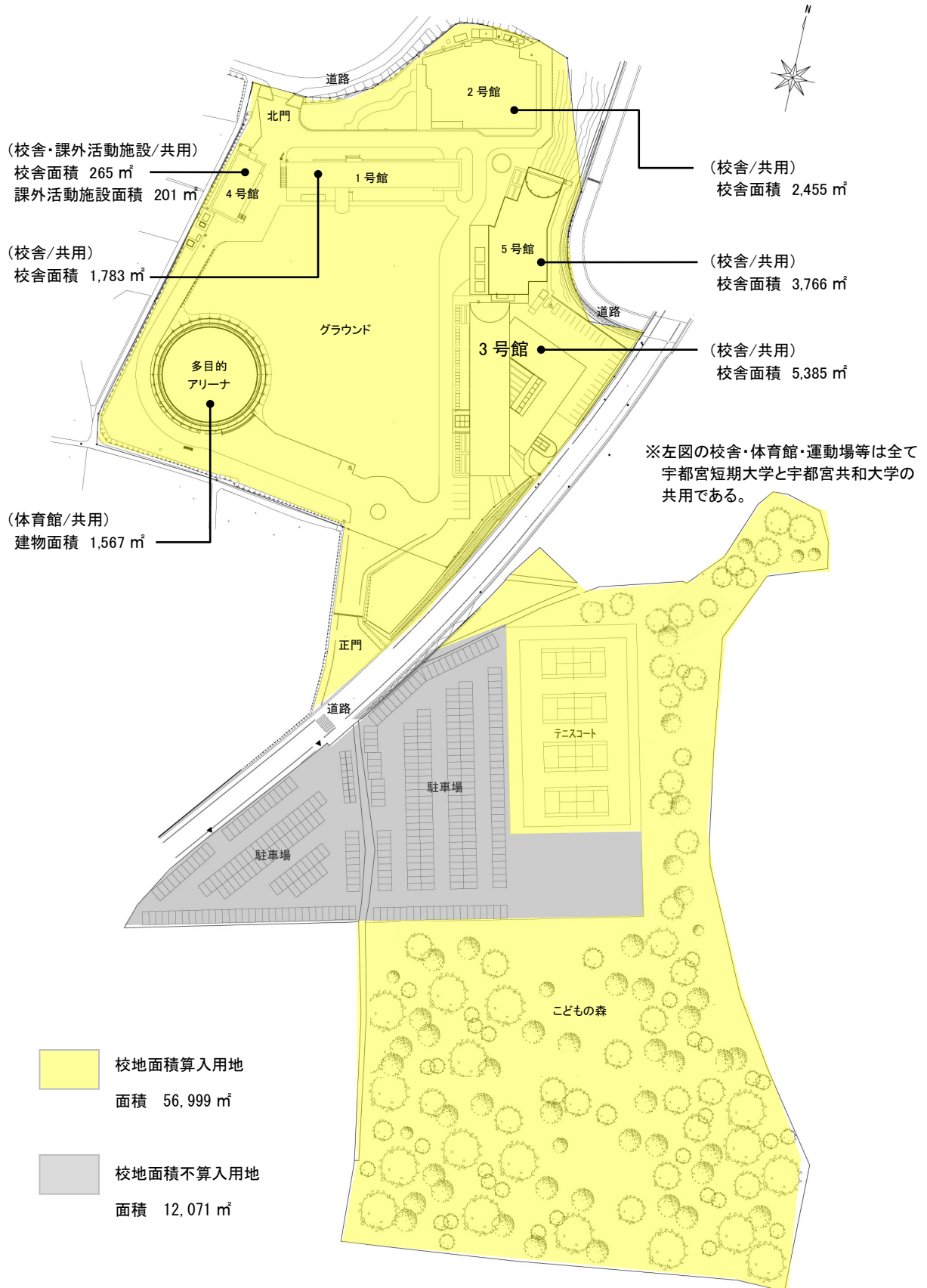


- 宇都宮共和大学 長坂キャンパス 子ども生活学部 子ども生活学科  
宇都宮短期大学 長坂キャンパス 音楽科・人間福祉学科・食物栄養学科  
栃木県宇都宮市下荒針町長坂 3829 JR 宇都宮駅よりバス 25 分
- 宇都宮共和大学 宇都宮シティキャンパス  
シティライフ学部 シティライフ学科  
栃木県宇都宮市大通り 1-3-18 JR 宇都宮駅より徒歩 6 分 東武鉄道宇都宮駅より徒歩 15 分
- 宇都宮共和大学 那須キャンパスー主に演習等で使用  
シティライフ学部 シティライフ学科  
栃木県那須塩原市鹿野崎 131 JR 那須塩原駅よりスクールバス 8 分

# 最寄駅から長坂キャンパスの案内図



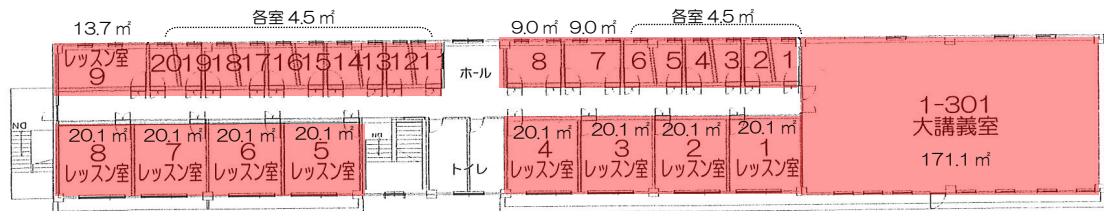
## 校舎・運動場の配置図（長坂キャンパス）



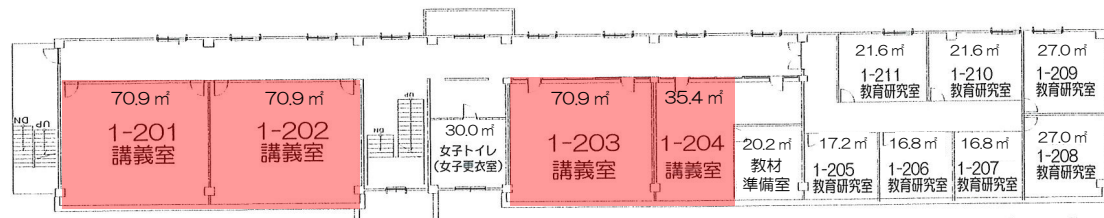
図面-3

# 校舎の平面図

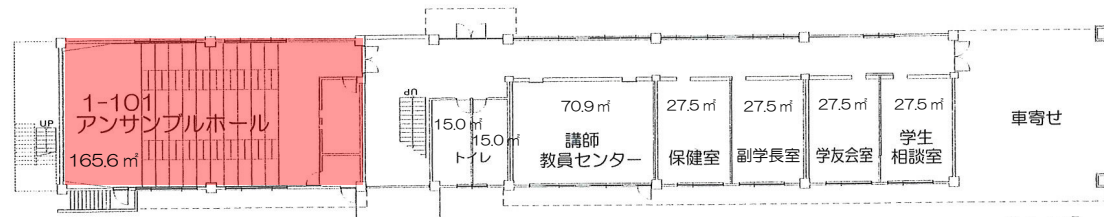
## ● 1号館



【3F】



【2F】



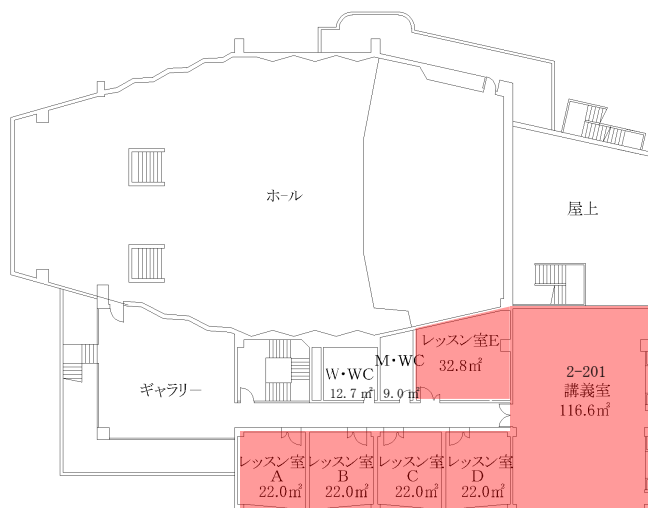
【1F】

**[凡例]**

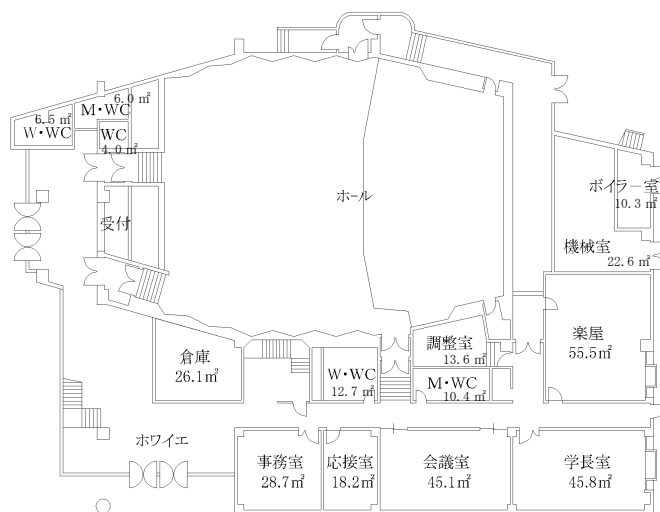
校舎は原則、宇都宮短期大学と  
宇都宮共和大学の共用

- 食物栄養学科専用教室
- 主に宇都宮短期大学が使用する教室
- 主に宇都宮共和大学が使用する教室

● 2号館



( 2階 平面図 )



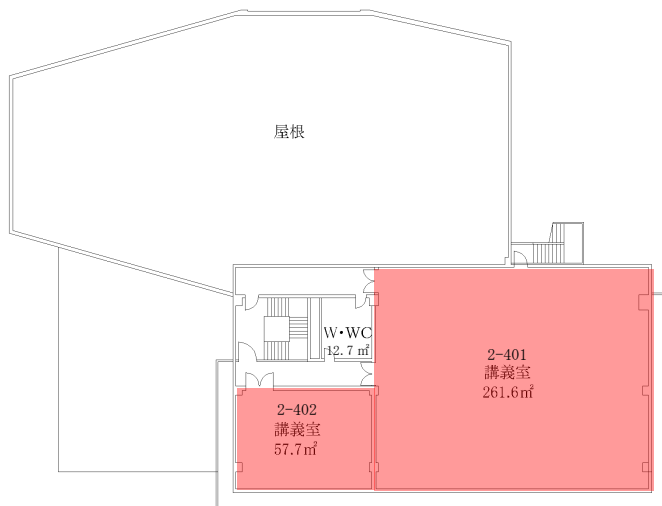
( 1階 平面図 )

[凡例]

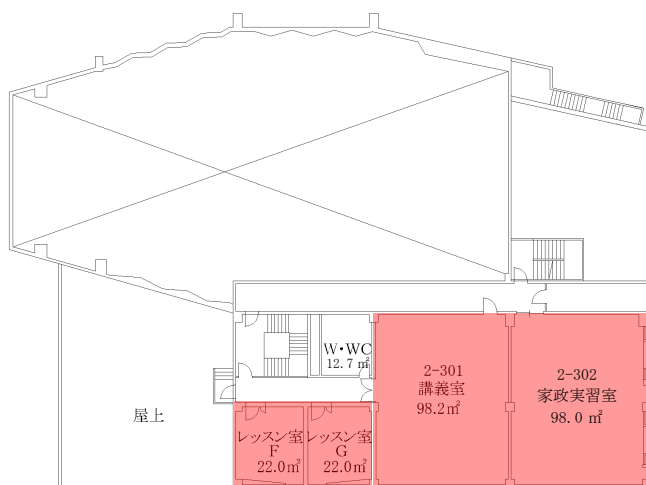
校舎は原則、宇都宮短期大学と宇都宮共和大学の共用

	食物栄養学科専用教室
	主に宇都宮短期大学が使用する教室
	主に宇都宮共和大学が使用する教室

● 2号館



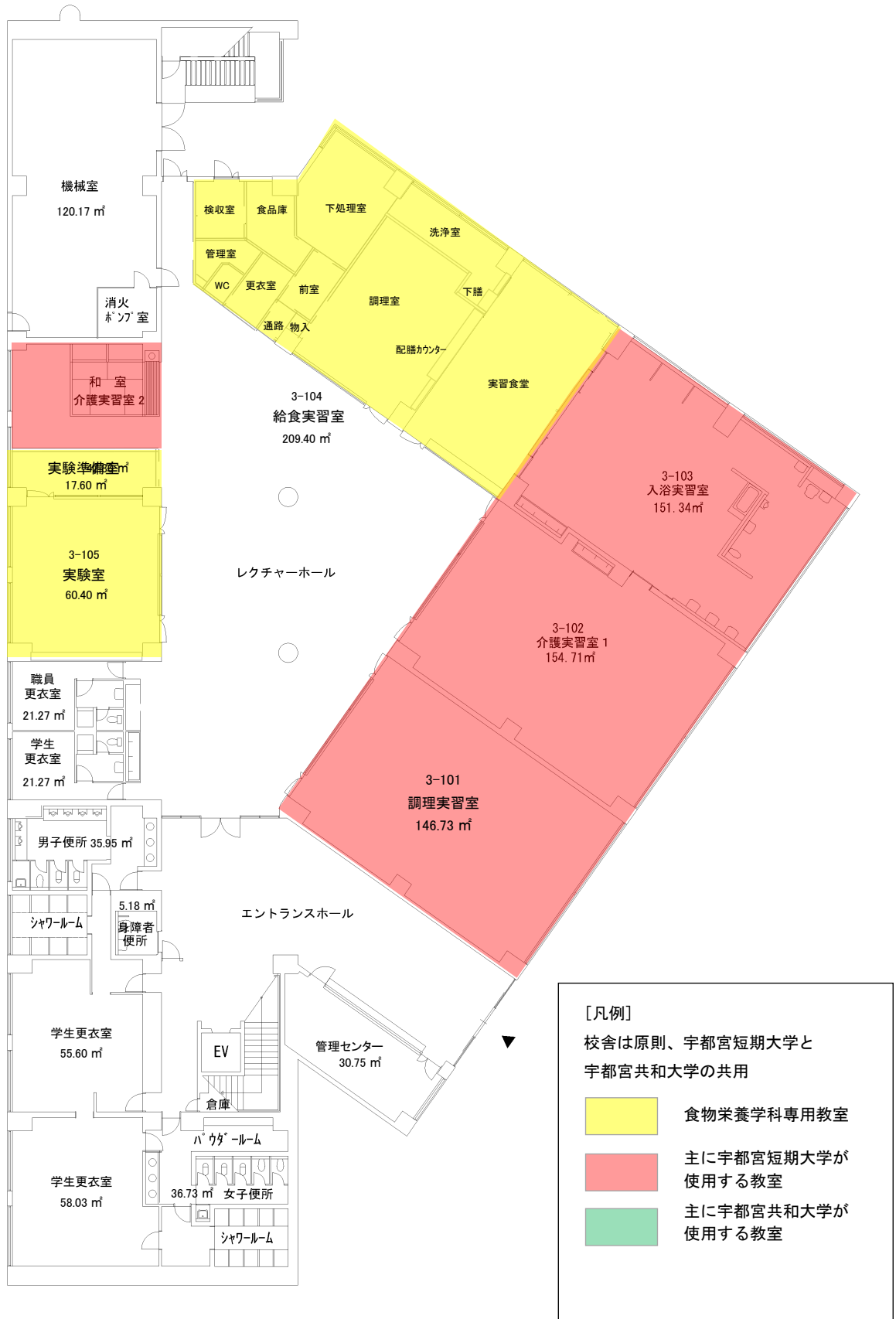
( 4階 平面図 )



( 3階 平面図 )

[凡例]	
校舎は原則、宇都宮短期大学と宇都宮共和大学の共用	
	食物栄養学科専用教室
	主に宇都宮短期大学が使用する教室
	主に宇都宮共和大学が使用する教室

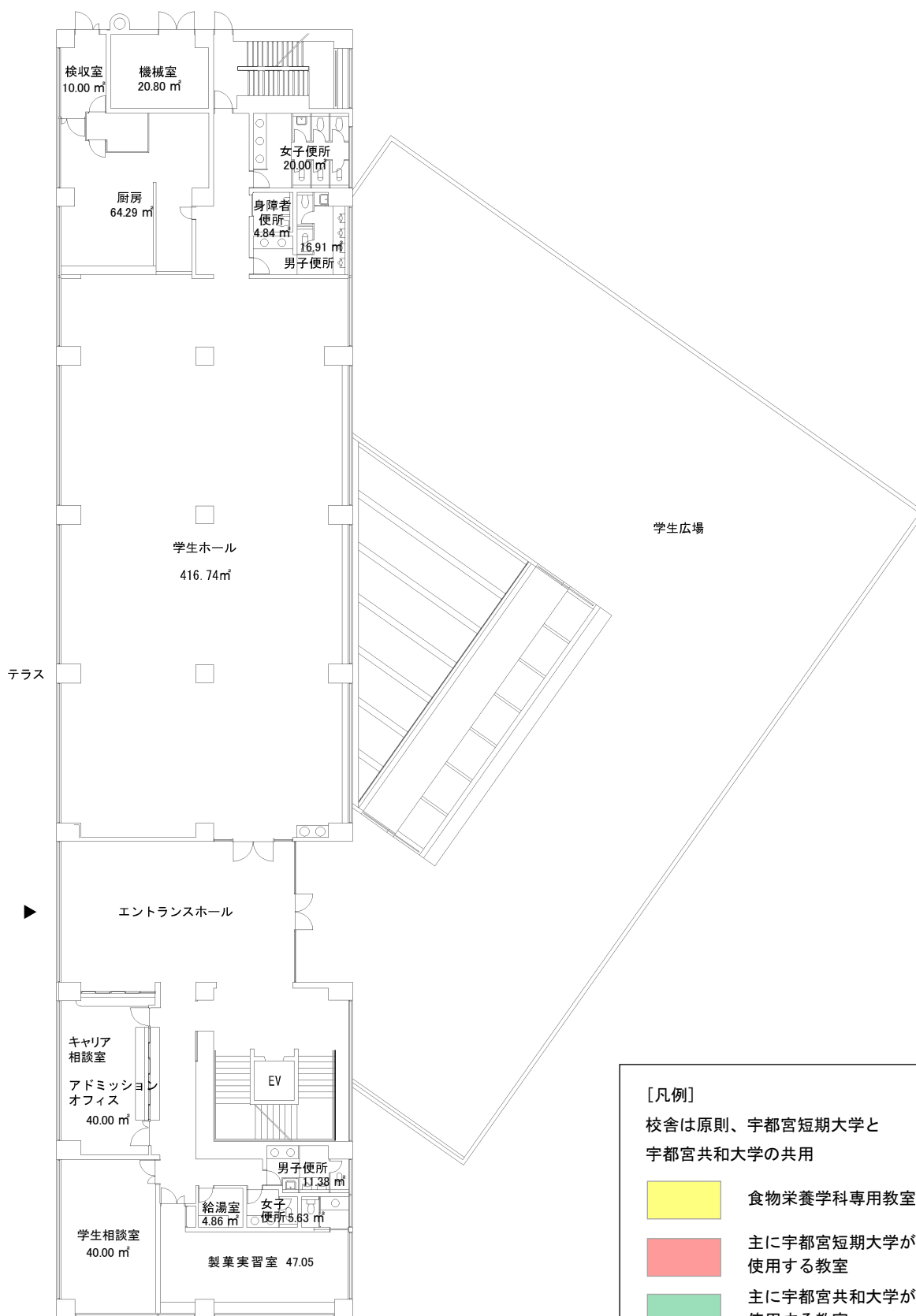
3号館（1階 平面図）



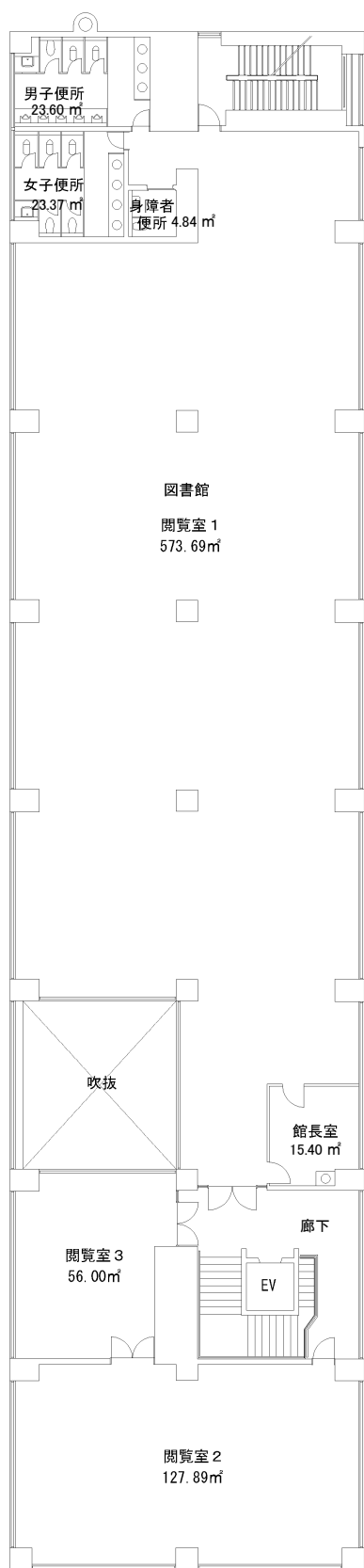
図面-7



● 3号館（3階 平面図）



● 3号館（4階 平面図）

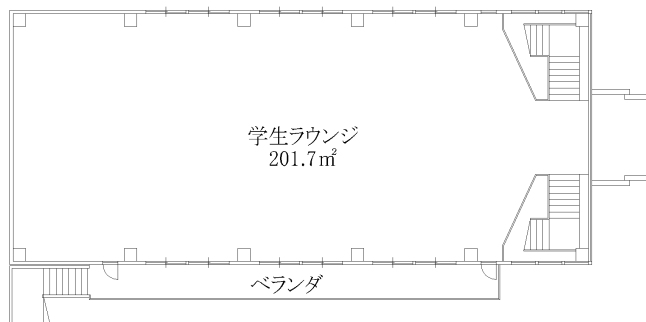


[凡例]

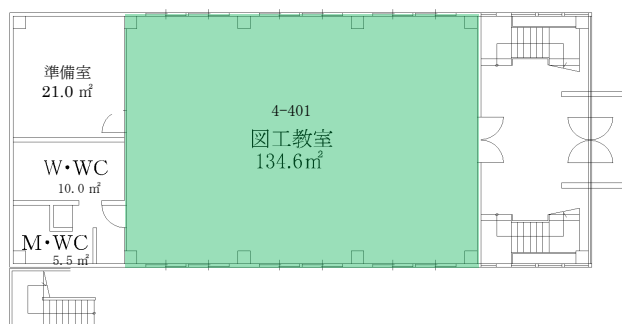
校舎は原則、宇都宮短期大学と宇都宮共和大学の共用

	食物栄養学科専用教室
	主に宇都宮短期大学が使用する教室
	主に宇都宮共和大学が使用する教室

● 4号館



( 2階 平面図 )



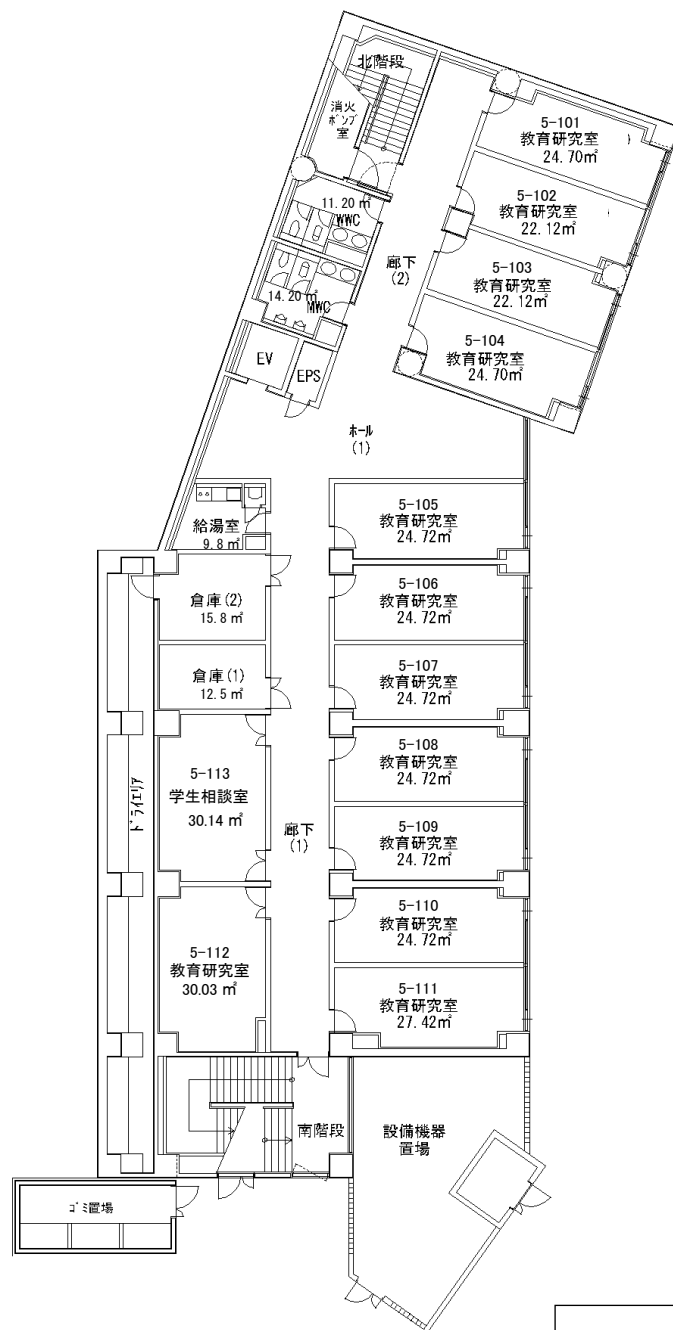
( 1階 平面図 )

[凡例]

校舎は原則、宇都宮短期大学と  
宇都宮共和大学の共用

- 食物栄養学科専用教室
- 主に宇都宮短期大学が  
使用する教室
- 主に宇都宮共和大学が  
使用する教室

● 5号館（1階 平面図）

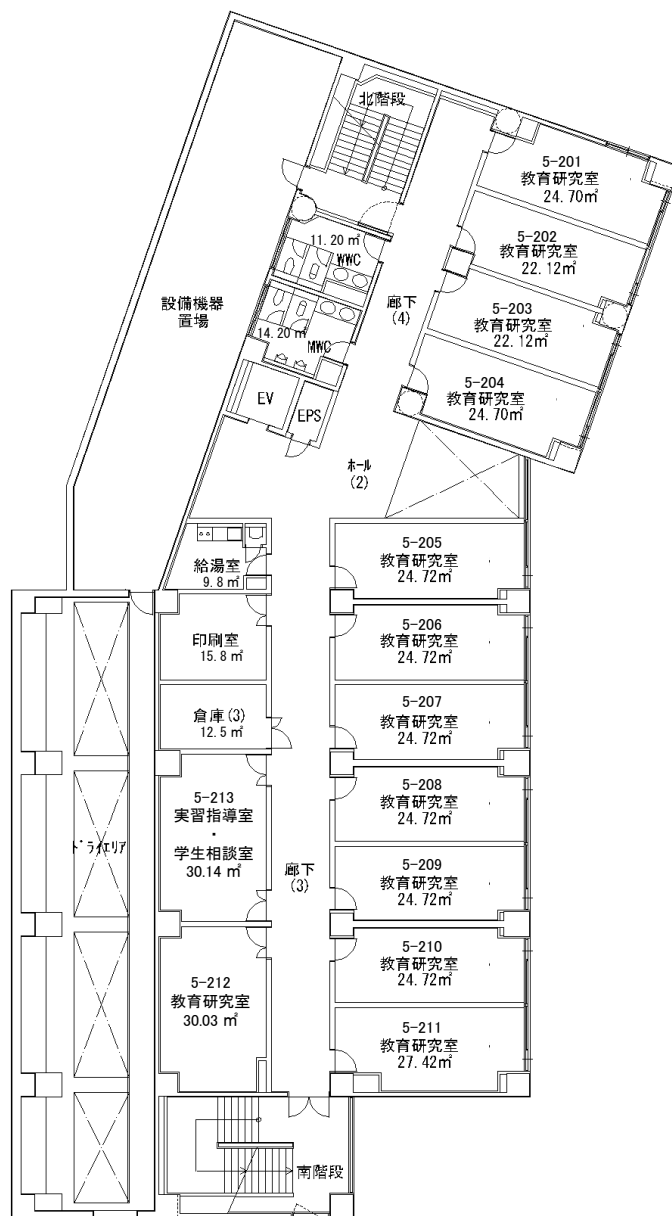


[凡例]

校舎は原則、宇都宮短期大学と宇都宮共和大学の共用

	食物栄養学科専用教室
	主に宇都宮短期大学が使用する教室
	主に宇都宮共和大学が使用する教室

● 5号館（2階 平面図）

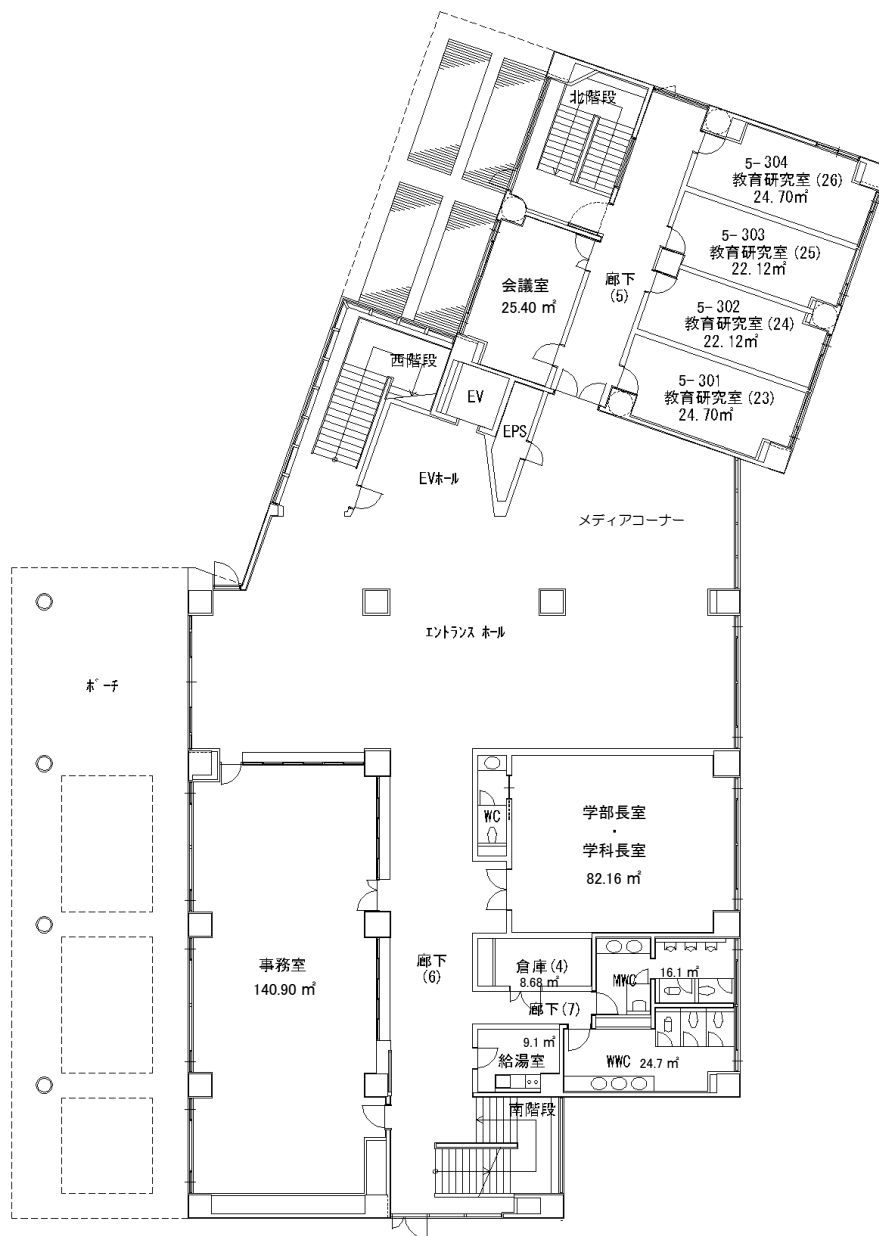


[凡例]

校舎は原則、宇都宮短期大学と宇都宮共和大学の共用

	食物栄養学科専用教室
	主に宇都宮短期大学が使用する教室
	主に宇都宮共和大学が使用する教室

● 5号館（3階 平面図）



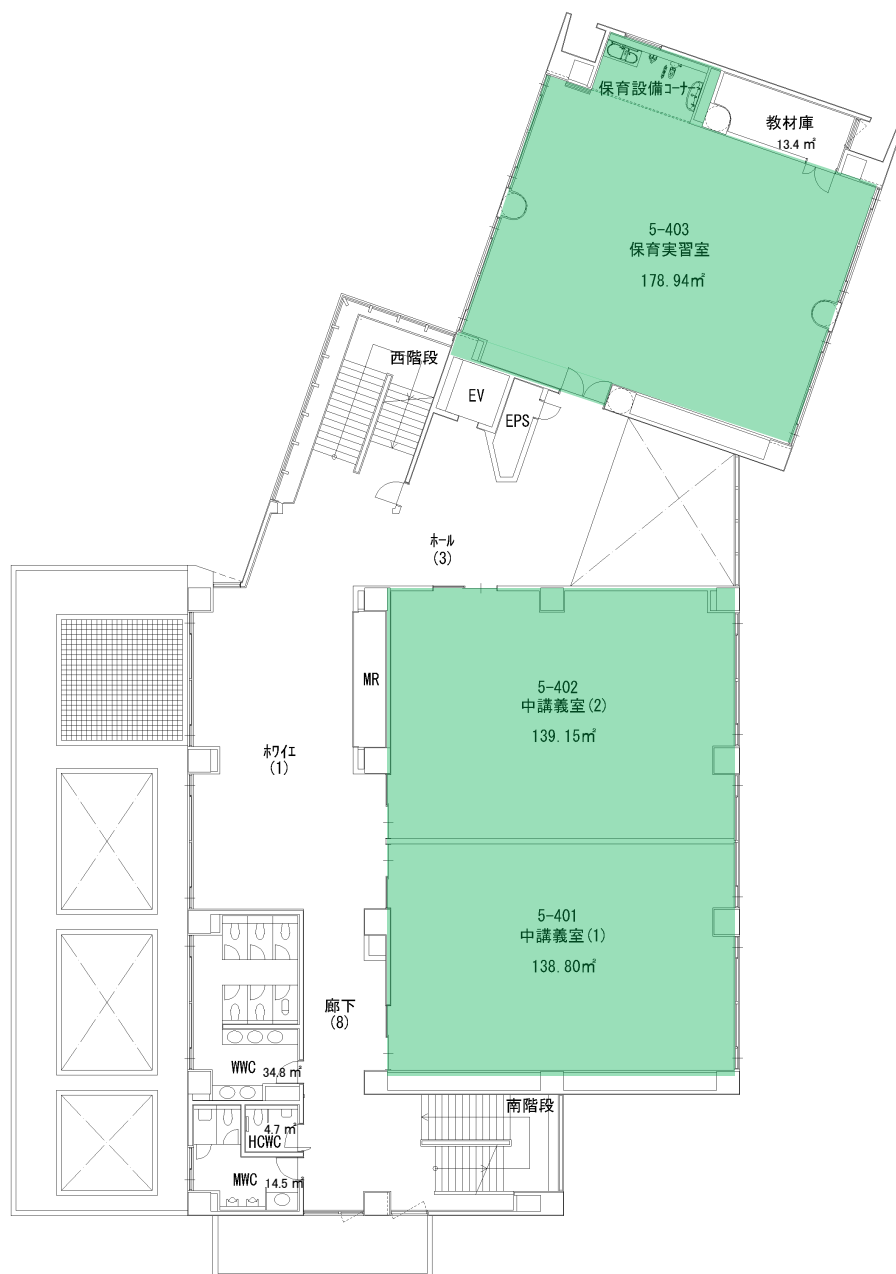
[凡例]

校舎は原則、宇都宮短期大学と宇都宮共和大学の共用

	食物栄養学科専用教室
	主に宇都宮短期大学が使用する教室
	主に宇都宮共和大学が使用する教室

図面-14

● 5号館（4階 平面図）

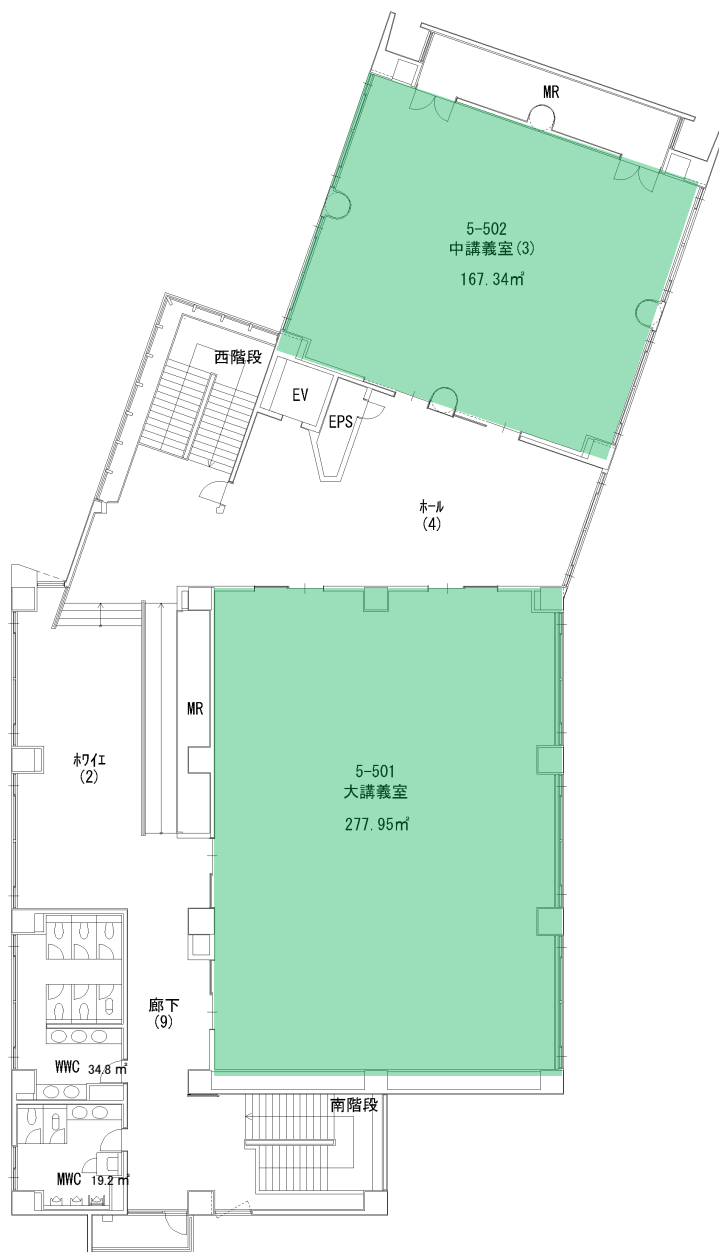


[凡例]

校舎は原則、宇都宮短期大学と  
宇都宮共和大学の共用

	食物栄養学科専用教室
	主に宇都宮短期大学が 使用する教室
	主に宇都宮共和大学が 使用する教室

● 5号館（5階 平面図）

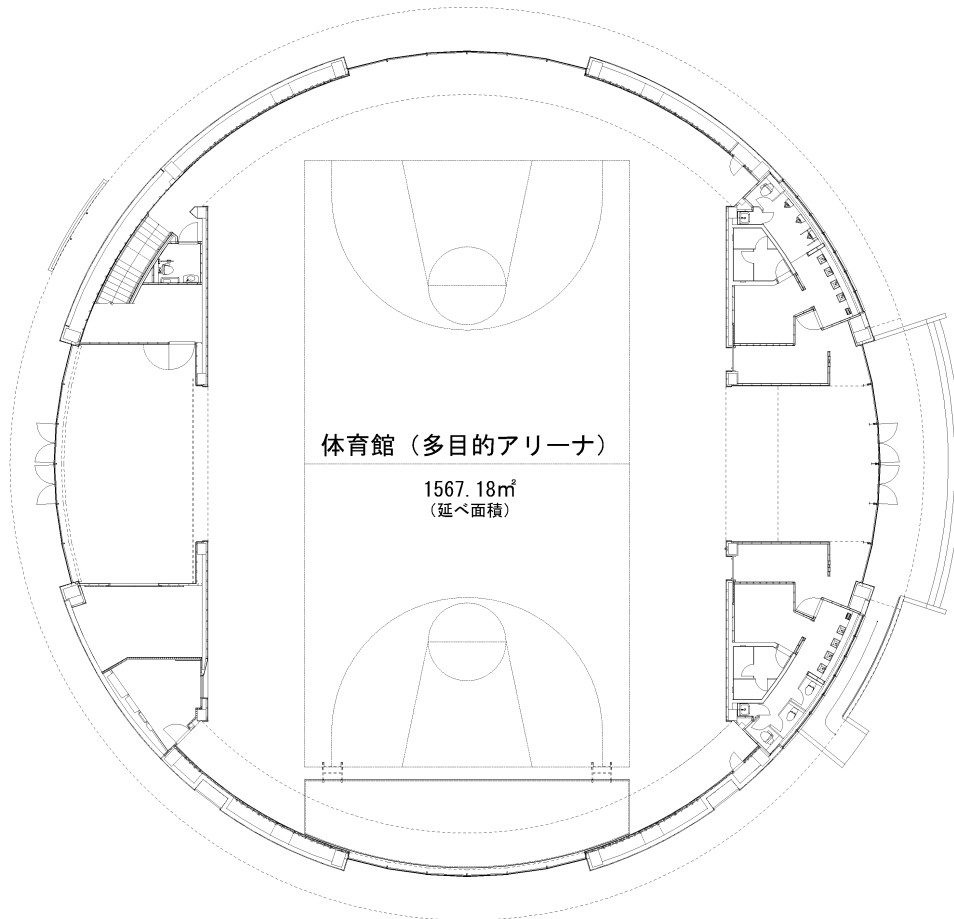


[凡例]

校舎は原則、宇都宮短期大学と宇都宮共和大学の共用




	食物栄養学科専用教室
	主に宇都宮短期大学が使用する教室
	主に宇都宮共和大学が使用する教室

● 体育館（多目的アリーナ）



[凡例]

校舎は原則、宇都宮短期大学と  
宇都宮共和大学の共用

-  食物栄養学科専用教室
-  主に宇都宮短期大学が  
使用する教室
-  主に宇都宮共和大学が  
使用する教室

# 宇都宮共和大学学則

## 第1章 総 則

### 第1節 目 的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学精神である「人間形成の教育」に基づき、時代の潮流と社会の要請を見極め、常に知識と能力を向上させるとともに大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 学部または学科ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、その教育研究の向上を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

### 第2節 組 織

(学部学科)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

シティライフ学部          シティライフ学科

子ども生活学部          子ども生活学科

2 前項の学部に置く学科及びその入学定員収容定員は、次の通りとする。

シティライフ学部	シティライフ学科	入 学 定 員	60名
----------	----------	---------	-----

		収 容 定 員	240名
--	--	---------	------

子ども生活学部	子ども生活学科	入 学 定 員	60名
---------	---------	---------	-----

		収 容 定 員	240名
--	--	---------	------

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(学内共同組織)

第4条の2 本学に、次の学内共同組織を置く。

都市経済研究センター

子育て支援研究センター

国際交流センター

2 学内共同組織に関する事項は、別に定める。

### 第3節 教職員組織

(教職員)

第5条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

#### 第4節 内部質保証会議及び教授会

(内部質保証会議)

第6条の2 内部質保証にかかわる施策等を審議するため、本学に内部質保証会議を置く。

2 内部質保証会議に関する必要な事項は、別に定めるところによる。

(教授会)

第7条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、学部長、教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授、専任講師及び助教を加えることができる。

3 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- 一 本学運営の方針及び諸規則の制定、改廃に関すること。
- 二 教育課程及び授業日に関すること。
- 三 学生の入学、卒業及び学位の授与その他学生の地位の得喪、変更に関すること。
- 四 外国からの留学生の受入れに関すること。
- 五 試験その他の評価及び単位の認定に関すること。
- 六 学生の指導及び賞罰に関すること。
- 七 国際交流の推進に関すること。
- 八 教員の選考、昇進及び教育研究業績等の審査ならびにその他教員の人事に関すること。
- 九 各種学内委員会の委員の選出に関すること。
- 十 その他教育、研究の運営に関する重要な事項

4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長等から求めがあった場合には、意見を述べることができる。

- 一 授業担当に関すること。
- 二 在外研究その他研究の推進に関すること。
- 三 学長又は学部長から諮問された事項

5 教授会の運営に関する細則は、別に定める。

#### 第5節 名誉教授

(名誉教授)

第8条 本学に多年勤務し教育上又は学術上特に功績のあった教授に対し、別に定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

#### 第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 春学期入学の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 秋学期入学の学年は、毎年9月16日に始まり、翌年9月15日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次の通りとする。

一 日曜日

二 国民の祝日

三 本学園の創立記念日

四 春期休業 3月10日から3月31日及び4月1日から4月3日まで

五 夏期休業 8月10日から8月31日まで

六 冬期休業 12月28日から翌年1月3日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認められるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

## 第2章 学 部 通 則

### 第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第13条 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

### 第2節 入 学

(入学者の時期)

第14条 入学の時期は、第10条に規定する各学期の始めとする。再入学及び転入学についても同様とする。

(入学者の資格)

第15条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の課程を修了した者

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

七 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第16条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他の所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料、施設設備費及びその他の納入金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第19条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者は、選考のうえ学長が第2年次もしくは、第3年次に入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学位授与機構から学士の学位を授与された者

三 大学に2年以上在籍し中途退学した者

四 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

五 学校教育法施行規則附則第7条の規定により大学に編入学することができる資格を有する者

六 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、卒業要件単位の2分の1を上限として、教授会の議を経て学長が決定する。

(転入学)

第20条 次の各号の一に該当する者で、本学へ転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することがある。

一 前条第1項第1号及び第3号に掲げる者

二 学校教育法施行規則第92条の3に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者

三 他の大学に在学中の者又は在学した者

2 前項の規定により許可された者の在学年数、既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第21条 本学の退学者又は除籍者で再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、次の各号に該当する場合を除き、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することがある。

一 第37条第2号の規定に基づき除籍された者

二 第41条第2項の規定に基づき退学した者

2 前条第2項の規定は、前項により入学を許可された者に準用する。

### 第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第22条 授業科目を分けて、基礎教育科目、専門教育科目、教職に関する科目、保育士資格に関する科目とする。

(単位計算方法)

第23条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業時間数をもって1単位とする。
- 二 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業時間数をもって1単位とする。
- 三 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議に基づき、学長が30単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の学修を希望する学生は、事前に教授会の許可を得なければならない。
- 3 第1項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(本学以外で修得した単位の取扱い)

第28条 前3項の規定による単位の取扱いは、教授会の議を経て学長が決定する。

(成績)

第29条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・Dの5種の評語をもって表わし、S・A・B・Cを合格とする。

(その他)

第30条 この節に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法、教育職員免許状及び保育士資格に関する事項等については、別に定めるところによる。

#### 第4節 休学、転学、転学部・転学科、留学及び退学

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められるものについては、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。なお、春学期休学及び秋学期休学は0.5年として計算する。

3 休学期間は第13条の在学期間に算入しない。

(復学)

第33条 休学期間中であっても、その理由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(転学)

第34条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第38条に定める在学期間に含めることができる。

3 第25条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(転学部・転学科)

第35条の2 本学の所属学部・学科から本学の他学部・他学科へ転学部、転学科を志願する者があるときは、学長は、選考のうえ、相当年次に転学部、転学科を許可することができる。

2 前項の転学部・転学科に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促しても納付しない者
- 二 第13条に定める在学年限を超える者
- 三 休学期間が4年を超える者

- 四 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 五 長期間にわたり行方不明の者
- 六 死亡した者

### 第5節 卒業及び学士号

(卒業)

第38条 本学に4年以上在学し、別に定める所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学士)

第39条 卒業した者には、次の学士の学位を授与する。

- シティライフ学部 シティライフ学科 学士(経済学)
- 子ども生活学部 子ども生活学科 学士(子ども生活学)

### 第6節 賞 罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第41条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、その情状により訓告、受験停止、停学及び退学とする。これらの処分の手続きに関することは、別に定める。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - 一 性行不良で改心の見込みがない者
  - 二 正当な理由がなくて出席常でない者
  - 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学期間は、第12条の修業年限に算入しない。

### 第7節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第42条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生を志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第43条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

第46条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

## 第8節 授業料その他の納入金

(授業料その他の納入金)

第47条 授業料その他の納入金の額は、次のとおりとする。

	シティライフ学部	子ども生活学部
	シティライフ学科	子ども生活学科
検定料	30,000円	30,000円
入学金	200,000円	200,000円
授業料	年額 700,000円	年額 700,000円
施設設備費	年額 300,000円	年額 300,000円
教育充実費	年額 70,000円	年額 70,000円
実験実習費	—	年額 50,000円

2 学生は在学中に授業料その他の納入金に変更があった場合には、あらたに定められた金額を納入しなければならない。

(授業料等の納入)

第48条 春学期納入期間は、4月1日から4月30日までとする。秋学期納入期間は、10月1日から10月31日までとする。

(復学等の場合の授業料)

第49条 春学期又は秋学期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した学期からの授業料を復学又は入学した月に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第50条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期までの授業料を納入するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第51条 春学期又は秋学期の途中で退学し又は除籍された者の該当学期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第52条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した学期の次の学期からの授業料その他の納入金を免除する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第53条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予

することがある。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は別に定める。

(研究生及び科目等履修生の授業料等)

第54条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の検定料及び授業料等については、別に定める。

(納入した授業料等)

第55条 納入した検定料、入学金、授業料、施設設備費及びその他の納入金は返還しない。

## 第9節 公開講座

(公開講座)

第56条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

### 附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する入学定員及び収容定員は、平成11年から平成13年までの間は次のとおりとする。

年 度	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
平成11年度	200		200
平成12年度	200		400
平成13年度	200	20	620

### 附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第22条及び第30条の規定は、平成18年度入学者から適用する。

### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、収容定員は、平成23年度から平成25年度までの間は次のとおりとする。

学部・ コース等  年度	シティライフ学部				子ども生活学部	合 計
	シティライフ学科				子ども生活学科	
	—	昼間主 コース	夜間主 コース	3年次 編 入	—	
平成23年度	100	510	90	20	100	820

平成24年度	200	340	60	0	200	800
平成25年度	300	170	30	0	300	800

**附 則**

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、収容定員は、平成26年度から平成28年度までの間は次のとおりとする。

年度 \ 学部	シティライフ学部	子ども生活学部	合 計
	シティライフ学科	子ども生活学科	
平成26年度	360	400	760
平成27年度	320	400	720
平成28年度	280	400	680

**附 則**

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、収容定員は、平成30年度から平成32年度までの間は次のとおりとする。

年度 \ 学部	シティライフ学部	子ども生活学部	合 計
	シティライフ学科	子ども生活学科	
平成30年度	240	370	610
平成31年度	240	340	580
平成32年度	240	310	550

**附 則**

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項の規定は、令和4年度入学生から適用する。

**附 則**

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項の規定は、令和6年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項の規定は、令和9年度入学生から適用する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、収容定員は、令和9年度から令和11年度までの間は次のとおりとする。

学部 年度	シティライフ学部	子ども生活学部	合 計
	シティライフ学科	子ども生活学科	
令和9年度	240	270	510
令和10年度	240	260	500
令和11年度	240	250	490

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### 1. 学則変更（収容定員変更）の内容

本学では、入学定員充足率の適正化をはかるため、子ども生活学部子ども生活学科の入学定員の一定数の削減を図り、以下のとおり収容定員を変更する。

・子ども生活学部子ども生活学科	[現行]	[令和9年度]
入学定員	70人（収容定員280人）	→ 60人（240人）
	△10人（40人）	

### 2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

#### (1) 定員減少変更の事由

本学部では、近年、入学定員を確保することが困難な状況にある。この要因としては、①栃木県内高校生の人数が減ったうえ、コロナ禍以降保育者志望者が減少していること、②湘南新宿・上野東京ライン等交通機関の充実と大学立地の都心回帰により、保育者を目指す4年制大学進学希望者は、東京方面の大学に流出していること、③本学部への入学者の大半を占める地元に通学する保育者志望者は、近年の物価高騰や経済状況悪化から短大・専門学校志向が強い傾向が続いていることがあげられる。この状況に鑑み、入学定員充足率の適正化をはかるため、定員の削減を行うものである。

#### (2) 入学者増加に関する計画

入学者増加に向けての取り組みは、①子ども生活学部の内部質保証の観点からアセスメント・ポリシーを整備・運用を進め、評価の可視化やPDCAに基づく教育内容の評価・改善への取り組み等を推進し、学びの質を高めその発信に努めている。②幼稚園教諭・保育士資格以外の多様な資格取得を可能にした専門分野等を再編し、資格取得（通信制大学と提携した小学校教諭・特別支援教諭免許、音楽療法士資格、スポーツ指導員の取得等）の充実を図り、受験生の多様な進路ニーズに適合するカリキュラムの充実・改善に努めている。③大学の認知度を向上させるべく、地元高校と連携して、出前授業や大学見学会（模擬授業）の実施している。④保育者人材確保に向けた地元企業や行政との協働事業を行っている。⑤子育て支援研究センター事業として、子育て支援事業や教員・保育者向けの公開講座等も積極的に行っているなどがある。

上記の取組みと合わせて、本学部独自の強みである、①地域のニーズに沿った質の高い保育者養成を行っていること、②学生主体の社会貢献活動を幅広く展開していること、③学修及び学生生活に関する調査の満足度が高いこと、④就職内定率が開設から概ね100%を維持し、公立保育士の合格者も毎年輩出していること、などの広報強化を行い、学生募集に繋げている。

さらに、広報活動としては、きめ細かな高校訪問により上記の本学の教育改革への認知を高め、高校生との接点を深めるためオープンキャンパスの開催回数増加や多様化（3月に「大学体験講座」の開設）、内容の充実をはかるなどしている。また、家計の状況に対応して各種奨学金（入試特待制度、在学生奨学金、地域創生奨学金、資格取得試験受験料補助）の拡充に努めている。

このような取り組みの成果として、資料請求者（令和6年度4,665名→令和7年

度 5, 103 名), オープンキャンパスの参加者 (令和 6 年度 106 名→令和 7 年度 117 名) ともに増加している。首都圏の傾向として, 保育者養成校は 4 大志向が強まっており, 今後は入学者増加へと向かうことと見通している。

今後とも教職員が一丸となって危機感を共有して入学者の増加のための方策を推進し, 変更後の入学定員が充足できるよう努力していく所存である。

### 3. 学則変更 (収容定員変更) に伴う教育課程等の変更内容

今回の収容定員変更により, 教育課程に大きな変更はない。また, 教育方法及び履修指導方法の変更, 教員組織の変更等も伴わないものとする。収容定員変更後も, 本学部の設置理念・目的・教育目標とそれに伴う人材育成等を遂行するため, 内部質保証と教育の質向上に務め, 教育内容を損なうことがないように配慮して教育研究の運営に努めることとする。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 1. 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

#### (1) 収容定員を変更する組織

##### ① 収容定員を変更する組織の概要

収容定員を変更する組織	入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
宇都宮共和大学 子ども生活学部子ども生活学科	60	240	栃木県宇都宮市下荒針町長坂 3829

##### ② 収容定員を変更する組織の特色

宇都宮共和大学「子ども生活学部子ども生活学科」は、子どもの心身の発達と子どもの生活について、子どもが育つ家族や家庭生活、地域の自然環境、社会環境とのかかわりを、総合的、体系的にとらえて、研究や教育、実践活動を行う学部である。家庭や幼稚園、保育園、地域社会など、子どもが育つ領域で、子どもの立場に立って、子どもの健康で豊かな発達を支えることのできる専門的職業人を育成している。

本学の建学の精神「全人教育」を目標とする本学部は、人間存在への深い知識と理解をもち、すべての人間に対する愛情と尊重の心を持つ人材を育成することを目的としている。とりわけ育ちつつある幼い子どもを大切に、生活主体としての子どもが生き生きと育つことができるよう、総合的な視野と見識から、子どもを見守り、育てることができる人材の育成をめざしている。この考え方に基づき、子ども生活学部では以下の3つの能力の育成を教育目標として教育を行っている。

- i 子どもに対する幅広い関心と知識を持ち、子どもと共に豊かな生活を創る力を育成する。
- ii 子どもの成長・発達に関する理解を深め、教育・保育・福祉の専門的な実践力を育成する。
- iii 地域における大学の役割を踏まえ、多様な人々との交流を通してコミュニケーション力を培い、地域社会とのネットワークを創る力を育成する。

子ども生活学部では、豊かな子どもの生活環境の創造、教育、保育に貢献する人材（専門家）を養成することを目的とする。この目的を達成するため、基礎教育科目に加え、保育と教育、地域・家庭、子育て支援と福祉、多様な保育材などに関する分野から、幼児教育・保育を中心に子ども心理、子ども音楽、子ども自然、子どもグローバル、子ども福祉、子どもスポーツなど様々な側面から幅広くとらえる教育課程を編成している。また、本学部のディプロマ・ポリシーに示す学習成果として、学士（子ども生活学）を授与している。

## (2) 人材需要の社会的な動向等

### ① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向

全国的にみても保育者需要は高く、子ども家庭庁が公表している直近の令和7年1月の保育士の有効求人倍率は3.78倍（対前年同月比で0.24ポイント上昇）となっており、全職種平均の1.34倍（対前年同月比で0.01ポイント下落）と比べると、依然高い水準で推移している。厚生労働省等の統計データ等で、保育士の有効求人倍率は増加傾向にある。

地域的には、本学所在地の栃木県の保育士の有効求人倍率は7.90倍と全国1位の状態にあり、保育の現場は慢性的な人手不足の状況にある。したがって、県下の保育人材確保は地域ニーズとしても喫緊の課題であり、県内唯一の4年制の専門保育者養成校としての本学部の社会的な要請は高まっている。栃木県としても、保育人材確保に向けて、保育士向けの学費補助の奨学金制度の導入、潜在保育士の掘り起こし事業、高校生向けの保育士・保育現場の魅力発信事業等に取り組んでおり、本学部もこれらの事業に参加しているところである。

子ども生活学部の近年の就職内定率は100%で推移している【表1】【表2】。また、就職先としては、学部の特性を生かした業種に大多数の卒業生が就職している【表3】。本学部特性関連業種及び栃木県に絞った求人件数においても、令和7年度は139件と卒業生に対し3.5倍となっており、栃木労働局発表の令和5年度から令和7年度にかけて有効求人倍率（平均）1.20と比較しても本学部学生に対する人材需要は引き続き高水準で推移している【表4】。

このように、本学の4年制保育士・幼稚園教諭への求人需要は根強く、地域人材の潜在ニーズは今後も旺盛と判断している。また、本学部の保育者養成校としての教育の質の高さが、県下において認知されつつあり、毎年、市町の公務員試験に合格（宇都宮市・鹿沼市・栃木市・小山市・壬生町等）し、公立保育士として採用されるなど、学生・卒業生の保育人材としての評価も上がってきている【表3】。

このような就職実績は、入学案内・HP等でも公開しており、学生募集としても受験生の受験理由に反映してきている。

【表1】 就職率推移（過去3年）

※単位：%

	就職	進学	自営	その他	卒業
令和5年度	94.6	2.7	0	2.7	100.0
令和6年度	100.0	0	0	0	100.0
令和7年度	100.0	0	0	0	100.0
平均	98.5	0.8	0	0.8	100.0

【表2】 内定率推移（過去3年）

※単位：％

	5年度	6年度	7年度	平均
内定率	100.0	100.0	100.0	100.0

【表3】 業種別進路状況（過去3年）

※単位：％

	就職希望								
	就職先内訳							未 内 定	合 計
	認定 こども 園	幼 稚 園	保 育 所	福 祉 施 設	公 務 員 ・ 団 体	一 般 企 業	内 定 者 合 計		
5年度	17.0	10.6	34.1	14.9	10.6	12.8	100.0	0	100.0
6年度	31.3	2.1	35.4	18.7	8.3	4.2	100.0	0	100.0
7年度	20.0	5.0	40.0	17.5	2.5	15.0	100.0	0	100.0
平均	22.7	5.9	36.5	17.0	7.1	10.6	100.0	0	100.0

【表4】 求人件数及び求人倍率の推移（過去3年）

- ①求人件数は本学部関連業種（認定こども園, 幼稚園, 保育所, 児童養護施設等）栃木県内求人件  
 ②栃木県有効求人倍率（パートを除く）は栃木労働局発表数

※単位：数，％

年度	5年度	6年度	7年度
本学部求人件数	142	145	139
本学部求人倍率	3.0	3.0	3.5
栃木県有効求人倍率	1.14	1.25	1.22

## ② 中長期的な18歳人口等対象人口の全国的、社会的動向の分析

全国的には18歳人口等対象人口の減少が加速化しているが、地域の人口動向としては、宇都宮市の18歳人口（令和4年10月）は、宇都宮市全人口減に対して、令和3年度よりやや増加しており、令和6年度までは微増傾向にあった【表5】。中長期的に見て、18歳人口が減少し続けることは確実ではあるが、栃木県央部ではその傾向は緩やかであり、今後しばらくは一定数の入学者が見込まれる状況にある。

【表5】宇都宮共和大学が位置する栃木県・宇都宮市の18歳人口の動向 \*千人あたり (%)

地域	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
宇都宮市 18歳人口	4,546	0.9%	4,605	0.9%	4,638	0.9%	4,677	0.9%	4,596	0.9%
宇都宮市 全人口	517,100	100%	514,966	100%	513,257	100%	511,852	100%	511,106	100%
栃木県 18歳人口	17,747	0.9%	17,551	0.9%	17,354	0.9%	17,040	0.9%	16,652	0.9%
栃木県 全人口	1,921,575	100%	1,908,380	100%	1,895,025	100%	1,882,342	100%	1,868,706	100%

出典：栃木県ホームページ「年齢別人口調査結果（市町別年齢別人口）」

### ③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

本学の主な学生募集地域は栃木県で、過去5年間で平均94.0%となっている。入学実績のあるその他の地域は、茨城県、宮城県、福島県、群馬県、埼玉県となっている。現在、学生募集上のターゲットとなる地域を栃木県と茨城県に絞り、高校訪問・見学会・説明会への出向など、広報・学生募集活動に注力している。

【表6】学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（令和3年度～令和7年度）

地域	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
宮城	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福島	1	1.9%	0	0.0%	1	1.9%	1	2.6%	0	0.0%
茨城	2	3.8%	2	4.3%	2	3.7%	0	0.0%	1	2.6%
栃木	47	88.7%	44	95.7%	49	90.7%	37	97.4%	37	97.4%
群馬	0	0.0%	0	0.0%	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%
埼玉	1	1.9%	0	0.0%	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%
その他	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	53	100.0%	46	100.0%	54	100.0%	38	100.0%	38	100.0%

### (3) 学生確保の見通し等

#### ① 定員充足の見込み

今回の収容定員の変更については、子ども生活学部のみでの定員減であり、学部間の収容定員の振替えはない。

#### ② 入学定員設定の考え方

本学は現在、シティライフ学部と子ども生活学部の2学部を設置している。子ども生活学部については、設置（平成23年度）以来、入学定員の充足が出来ていないため、少なくとも80%以上の充足率を維持するために定員を削減させる。

### ③ 定員未充足の原因分析

ここ数年、栃木県内高校生の人数が減ったうえ、コロナ禍以降保育者志望者が少なくなったことなどを背景に、短大（4校）・専門学校（1校）においても定員を引き下げて定員充足率を確保するようになり、足利短期大学（子ども学科）では令和7年度以降、國學院大學栃木短期大學（人間教育学科）令和8年以降に募集停止となっている。また、湘南新宿・上野東京ライン等交通機関の充実と大学立地の都心回帰により、保育者をめざす4年制大学希望者は、東京ならびに東京近郊の大学志願者が増えたことも一因であると考えられる。コロナ禍以降、高校生の保育体験など志願者は近年回復傾向にあり、4年制志向の流れもあり漸次入学者は増加が見込まれる。

### ④ 学生確保に向けた具体的な取組状況

学生確保に向けた施策としては、子ども生活学部の専門分野の改編による魅力発信、高等学校への訪問説明の拡充、学園入試説明会の規模拡大、オープンキャンパスの工夫・改善、ホームページの充実、出張講座（出前授業）等々あらゆる機会を通じて受験生・進路指導に関わる高校教員への周知と理解を図り、入学者の確保に努めている。特に、「地域創生奨学金制度」「知識力奨学金制度」「一人暮らしスタートアップ支援制度」等の学内奨学金制度を充実させ、経済的支援の拡大を図っている。具体的な取組みは、以下の通りである。

#### i 子ども生活学部の専門分野の改編・資格取得の拡充（令和8年度）

現行の履修モデルを資格取得と進路の多様化に向けたカリキュラムの改編を行い、専門分野として、高校生への魅力の増大と将来像の明確化を行った。これにより、より専門職としての学びを深め、幼稚園教諭・保育士として幼稚園、認定こども園、保育所等で働く以外にも、福祉施設や子どものスポーツ指導員として働くこともできるように、進路の多様化を図った。

#### ア 子ども心理

子どもの発達や心理、人間関係をより深く学び、准学校心理士の資格を取得できることとした。将来的には、学校心理士を取得し、スクールカウンセラー等への進路を目指すことも可能となった。

#### イ 子ども音楽

音楽表現の理論と技術の習得に加えて、リトミック指導者資格や音楽療法士の資格を取得できることとした。これにより、特別な支援を必要とする子どもの保育・教育を指導できる進路を目指すことも可能となった。

#### ウ 子ども自然

自然環境の保護やレクリエーション活動の理論と技術の習得に加えて、レクリエーション・インストラクター、キャンプインストラクターの資格を取得できることとした。これにより、レクリエーション活動を指導できる進路を目指すことも可能とな

った。

#### エ 子ども福祉

幼稚園教諭一種免許状・保育士資格に加えて、通信教育を利用して特別支援学校教諭一種免許状やAS サポーター、支援教育専門士の資格を取得できることとした。これにより、児童発達支援職や特別支援学校教諭としての進路を目指すことも可能となった。

#### オ 子どもグローバル

多文化社会・保育のニーズに応じられるグローバルコミュニケーション能力を高め、海外保育研修を体験し、実用英語技能検定試験や TOEIC や TOEFL 試験を推奨し、資格取得を目指すこととした。これにより、グローバルコミュニケーション能力や語学力を生かした進路を目指すことも可能となった。

#### カ 子どもスポーツ

健康・スポーツに関わる理論と技術の習得に加えて、スポーツコーチングリーダーやジュニアスポーツ指導員、初級パラスポーツ指導員の資格を取得できることとした。これにより、子どもや一般のスポーツ指導、障がい者スポーツ指導ができる進路を目指すことも可能となった。

また、それ以外にも通信教育を利用して小学校教諭一種免許状を取得することができることし、小学校教諭としての進路を目指すことも可能としている。

### ii 宇都宮共和大学・宇都宮短期大学の入試広報活動の拡充

#### ア 学園合同入試説明会

栃木県下の高校に対して、学園合同入試説明会を充実させ、近年参加者は増加傾向にある（令和8年5月40校）をむかえることができた。説明会では、新カリキュラムおよび学生受け入れ方針や、地域創生奨学金制度（注）などをわかりやすく説明し、周知に努めている。

（注）将来地域で働く意欲があり、経済的援助が必要な学生に一定の学力・人物評価以上であれば授業料を全免・半免する制度を入試特待の他に創設。

#### イ 高等学校訪問

春と秋定期的に、アドミッション担当職員・専任教員による県内・隣県の高校訪問を行っている。大学案内、入試要項、課外授業冊子等の資料を持参し、大学の現状や特に地域創生奨学金制度などの入学者選抜方法などについて説明し、理解を求めた。春には、栃木、福島、茨城の高校70校以上、学園入試説明会欠席高校へのフォローアップ訪問を行っている。秋には、指定高校・OC 参加実績高校を中心に、栃木県内の高校50校以上を訪問している。

春と秋の定例の高校訪問の他に、8月、11月、1月、2月に、特定の入学試験の案内や大学のイベント周知等の目的で、対象を重点校に絞り、アドミッション担当

職員や入試広報委員会教員による高校訪問を実施している。また、地域創生奨学金制度の説明に関しては統一の訪問マニュアルを作成して、制度の周知に努めている。

#### ウ オープンキャンパス

高校生、保護者を対象に、6月から9月にかけて4回、オープンキャンパスを開催し、学部説明、模擬授業、入試相談、キャンパスツアーなどを通じて、高校生や保護者に本学の特徴を理解してもらうよう努めている。実施に当たっては、入試相談とキャンパスツアー・体験コーナーを同じフロアで実施し、学生主体である学友会や一般学生ボランティアと参加高校生とが直接触れ合う機会を拡充した。在学生との交流は高校生・保護者からも好評を得ており、リピーター率も増加している。

#### エ 春の大学体験講座（宇都宮共和大学・宇都宮短期大学共催）

春休み中の日曜日に大学長坂キャンパスにおいて、高校生対象の「春の大学体験講座」を実施している。講師の大半が宇都宮共和大学と宇都宮短期大学の専任教員であるが、理系、医学・薬学系講座のいくつかは外部講師にお願いし参加者の増加を図っている。例年、30講座程度（卒業生のインタビュー・在校生の活動実践報告・志望校選択講座を含む）を開講している。実施に当たっては、講座紹介のチラシ、ポスターを作成してHPに掲載し、1月末～2月初旬に栃木県内の主な高校を直接訪問して案内するなど、広報に努め、例年、400名程度の参加者を集めることができている。

#### オ 高大連携授業

##### (i) 県内高等学校での課外授業

高等学校の要望に合わせて、保育、コミュニケーション技術、リトミック、造形など子ども生活学部の教員が高校に出かけて授業を行っている。

##### (ii) 附属高等学校との高大連携講座

附属高校の生徒に大学の授業の一端を体験してもらうための高大連携講座を実施している（生活クリエイト科1年～2年、調理科3年、普通科応用文理コース2・3年）。

#### カ その他の広報活動

年間のトピックス掲載内容・原稿作成者・担当部署をあらかじめ決め適時に対応している。特に、広報活動としてフェイスブックなどのSNS活用や、HPのリニューアルと同時に、原稿作成、掲載に関してスピードアップを図り、最新の情報を受験生向けに魅力あるものとして提供できるように改善している。また、学生募集支援システムを有効活用し学生募集の効率化と全学での情報共有を図っている。また、高校生に本学の概要を説明する場として、業者主催の入試相談会(栃木県内を中心に)を積極的に活用している。大学案内パンフレットは写真映像多用し、紙

面構成を見やすくすると同時に QR や AR 技術を導入して動画配信ができるシステムを導入している。

また、2025 年度の「全国学生調査」の結果から、両学部ともに全体的に良好な水準を示しており、本学における教育の質向上への取り組みが着実に成果として現れていると評価できる。「教職員が熱心に教育に取り組んでいる」（問 4-3）への肯定的回答は、両学部・両学年でいずれも 90%を超えており、教員の献身的な教育姿勢が学生に確かに伝わっていることを示している。また「大学の学びによって成長を実感している」（問 4-4）についても、全ての対象グループで 85%以上の肯定的回答が得られており、学修体験全体への高い満足度がうかがえる。回答率についても、シティライフ学部 2 年生 94.4%・4 年生 86.0%、子ども生活学部 2 年生 97.4%・4 年生 97.6%といずれも高水準を維持しており、調査そのものへの学生の真摯な関与が確認できた。子ども生活学部は本年度調査において特に顕著な結果を示した。「グループワークやディスカッションの機会がある」（問 1-4）への肯定回答は 2 年生で 100%という極めて高い数値となっており、実践的な演習や協働学習を重視する学部の教育方針が学生の実感として確かに根付いていることを示している。専門分野の知識・理解（問 3-1：2 年生 100%）、将来の仕事に関する知識・スキル（問 3-2：2 年生 100%）といった核心的な能力項目でも最高水準の充足感が示されており、専門職養成を目指す教育課程の充実度が数字として明確に確認できる結果となった。卒業時アンケート調査でも高い満足度を示しており、これらの結果を、本学部の強み・魅力として発信していく。

#### ⑤ 定員を充足する見込みについて

令和 8 年度の入学定員に対する入学者数比率は 0.49 と減少したものの、令和 7 年度までの、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、大学合計で 0.92、子ども生活学部で 0.71 と、平成 29 年（2017 年）の収容定員変更時より改善傾向にあった。近年、栃木県による就学支援制度（2 年間で 160 万円貸与し県内の保育施設に 5 年間勤務すれば返還不要）の恒常化、本学の地域創生奨学金制度の導入、本学卒業生の輩出により 4 年制養成校評価の定着等、募集環境は好転してきている。

本学では、幼稚園教諭・保育士のみならず、民間企業への就職活動においても有利に展開できるようカリキュラム等の改善や取得資格の拡充を図って全教職員一丸となって募集活動を実施している。さらに、全国的には保育者養成校の短大・専門学校等の入学者は減少し、大学への入学者が増加する傾向にあり、栃木県においても同様の傾向を示しつつある。また、県下 4 年生大学（2 校）の中でも、子ども生活学部は充実した保育者養成教育を行っている学部として、学園入試説明会や高校訪問、OC 等での高校の進路指導主事および受験生から一定の評価が得られている。

現下において、資料請求者（令和 6 年度 4,665 名→令和 7 年度 5,103 名）、オープ

ンキャンパスの参加者（令和 6 年度 106 名→令和 7 年度 117 名）ともに増加しており、令和 9 年度入試では 45 名程度の入学者が見込めるものと考えている。

⑥ 定員設定の合理性について

近年、高等教育の無償化に向けた国の施策や、国の保育士の待遇改善施策や栃木県の就学支援制度等の充実により、保育系志望者は短大・専門学校等から 4 大志向へと変化しつつある。系列の附属高校からの入学者についても、安定的な入学者確保が見込まれ、本学の学生募集・広報に係る実績も増加傾向にあることから、今後少なくとも 45～50 名の入学者の水準に回復できる見込みである。

⑦ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

子ども生活学部の入学者数の推移は（表 1）のとおりである。

（表 1）

	入学者数	入学定員	定員充足率
平成 30 年度	45	70	64%
令和元年度	50	70	71%
令和 2 年度	58	70	83%
令和 3 年度	53	70	75%
令和 4 年度	46	70	65%
令和 5 年度	54	70	77%
令和 6 年度	38	70	54%
令和 7 年度	34	70	48%
平成 30～令和 7 年度定員充足率平均			67%

附属高校 3 年生（進学希望者 700～800 名）の本学（大学・短大）が有する学問分野への進学希望者は増加傾向にあり、子ども生活学部としても安定的な入学者確保が見込まれる。

教員名簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現職 (就任年月)
—	学長	スカタ ヒデユキ 須賀 英之 <平成15年4月>	72	経済学士		宇都宮共和大学学長 (平成15年4月) ※